

平成 28 年 10 月からの選定療養費の改定について

～ 初診時及び再診時の選定療養費が変わります～

平成 28 年 4 月の健康保険法等の改正に基づき、平成 28 年 10 月 1 日（土）から選定療養費を下記のとおり変更させていただきます。

【現 行】 3,240 円（初診時・税込）



【平成 28 年 10 月 1 日以降】

	初診時(税込)	再診時(税込)※
医科	5,000 円	2,500 円
歯科	3,000 円	1,500 円

初診時の選定療養費とは、他の医療機関からの紹介状を持たずに初めて受診する場合に、初診料とは別に徴収する費用のことです。平成 28 年 4 月の健康保険法等の改正により「一般病床 500 床以上の地域医療支援病院については、医科 5,000 円、歯科 3,000 円以上の選定療養費の徴収」が国から義務付けられました。

そのため、当院では患者さんが気軽に診察を受けられるかかりつけ医をお持ちになることをお勧めしています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

初診時の選定療養費の対象とならない場合

- ① 他の医療機関から紹介状を持参した場合
- ② 国の公費負担医療制度の受給対象者が受診した場合
- ③ 愛知県及び県内市町村の公費負担医療制度のうち、特定の障害、疾病等に着眼したものの受給対象者が受診した場合
- ④ その他当該事業の趣旨が特定の障害、疾病等に着眼したものの受給対象者が受診した場合
- ⑤ HIV 感染者
- ⑥ 労災、お産、交通事故、その他やむを得ない事情があると認められるもの

※再診時の選定療養費は、他の医療機関へ紹介を行う旨の申出を行ったにも関わらず、患者さんご自身の判断で当院を受診した場合にかかります。

Q&A

Q1. 初診とはどのような場合をいいますか。

A1. 初診とは次のいずれかに該当する場合となります。

- ア. 当院を初めて受診する場合
- イ. 過去に当院を受診したが、既に治療が終了している場合
- ウ. 自己都合により診療を中断した方が受診する場合

Q2. 数年前に風邪で受診をしましたが、今回は再診になりますか。

A2. 「Q1」の「A1-イ」に該当するため、再診ではなく初診となります。

Q3. 内分泌内科の後に眼科も受診したときは、選定療養費も2回分必要ですか。

A3. 最初に受診した内分泌内科のみ、選定療養費の対象となります。

Q4. 2ヵ月おきに呼吸器内科に受診していますが、新たに皮膚科に受診したいときは他の医療機関の紹介状がなければ選定療養費の対象となりますか。

A4. 当院の他の診療科を受診している場合は対象となりません。

Q5. 2週間おきに消化器内科に受診していますが、平成28年10月1日以降の受診は毎回選定療養費の対象となりますか。

A5. 対象となりません。ただし、症状が安定しており主治医から他の医療機関を紹介する旨の申出を行ったにも関わらずご自身の判断で当院を受診した場合には、対象となります。

Q6. こども医療・母子医療の受給対象者も選定療養費の対象となりますか。

A6. これまではこども医療・母子医療は対象外でしたが、平成28年10月からは対象となります。